

日程第16 議案第11号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第16 議案第11号橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）おはようございます。大変聞きにくいんですけども、野球を愛する僕としてはなかなか微妙な気持ちなんですけども、寄附者の本人の希望ということでは嬉しい取り組みなんだなと。この間ちょっとお会いしたんですけど、たまたま出会ったんですけども、元気なうちに使ってほしいんやということでごもっともやと思います。端的にお伺いするんですけど、何を買うんですか。何のために何を購入して、平等性等は担保できとるんですか。1個目お願いします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけども、今回、寄附していただいております堀畑光久氏より、野球場建設の市のほうの方針がないのであれば、それにこだわらず青少年のために有意義に使っていただきたいというご意向がございました。それを受けて、今回、条例の改正にさせていただくわけなんですけども、児童生徒の文化及びスポーツ活動への支援に必要な費用という形になっております。

今、寄附者であります堀畑さまと教育委員会のほうでも協議をさせていただく中で考えておりますのは、まず市内の中学校の吹奏楽部が、現在、5校のうちの3校吹奏楽部を

持っております。その中で楽器のほうがちよっと古くなっているということで、そういう中で、できれば学校の吹奏楽部の楽器の購入に使わせていただきたいということでお話をさせていただき、ご了解をいただいております。

それから、もう一点は、特にスポーツ関係が近年よく全国大会、また国際大会等に市内の子どもたちも出場しております。そういう子どもたちのための激励金という形で使ってもらいたいというようなお話もございましたので、そういう激励金という形で使わせていただきたいというふうに考えております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（土井裕美子君）答弁もれの中で、平等性は担保ができていいのかという問いがありましたので、その辺のお答えをよろしくお願いたします。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）今回、吹奏楽部ということになりますと、市内5校のうち3校なんですけども、残り2校につきましては吹奏楽部がないということで、それについては、例えば、合唱であったり、またスポーツのほうでは柔道であったり、いろんな関係の競技の部活に専念されているかと思っております。それについてはまた激励金という形の中で、他の学校の生徒にもお祝いという形でさせていただけるのかなというふうには考えております。ですので、ある一定、今は使い道については限定はしておりますけども、今後またそういう観点も踏まえまして、また寄附いただいております堀畑さまのご意向も伺いなら、現時点では激励金と楽器ということで考えていきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）一生懸命答弁していただいて申しわけないんですけど、平等性が担保できるとはちょっと感じにくい部分があります、僕の中で。ただ、今の答弁の中で、野球場云々の意思がないように見えるということあったと思うんですけど、たしか一般質問やったら、教育長、必要性は感じとるけど財政事情がありましてという話で保留になつるように、僕は解釈しています。それはそれで、白黒答え求めたら、しませんと市長に言われたら終わりなんで、僕はそこまでは言わないんですけど、必要性感じとるってたしか教育委員会はおっしゃった上で、今後、クラウドファンディングとか、ふるさと納税でも野球場っていうので入ってきているのは認識いただいとると思うんです。

質問とずれたらだめなんで、一応、議事録に残しておきたかったことと、あと、金額の大小かかわらず、吹奏楽の楽器というのは古なったら買うてあげるといのはすばらしいことやと思うし大賛成なんですけども、5校のうち3校は吹奏楽部があります。ないところに対しての平等性というのは、ないからってちょっとなと思うんです。図書のエアコンでもそうやと思うんです。ついとったところにはつけられへん。ついてないところ先つけようって、何かちょっと引かかる部分が個人的にあります。でも、寄附者がこれでいいと言うんやったら、平等性担保できとるって教育委員会と寄附者がイコールになつとるんやったらそれで結構です。

もう一個お伺いするんですけども、残ったお金というのが当然出てくると思います。1,000万円使い切るわけではないと思うんですけども、激励金等に使うのもそれはそれで結構やと思いますけども、今の社会情勢を考えたときに、例えば、熱中症対策でテント貸

し合いしとるとか、やっぱり物品をかうて寄附者の名前がかちつと残るようにしてあげたいと。激励金やったら、そのときその瞬間で終わってしまうと思うんです。終わってしまったときに、去年まではあったんやけどなというのがいつかあると思うんです。言うとの意味わかりますよね。だから、そういうのも別にいいんですけども、もうちょっとハード的な物品購入とか、子どもたちの青少年健全育成に寄与できるものを買うということを協議、お願いに行くということをやっていただけますでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、吹奏楽部についてお答えします。私、教育長になってから、各吹奏楽部を持っている学校の校長が直談判というか、お願いに大分来ていただきました、どないかしてほしいと。ただ、財政上なかなかそれに応えることはできませんでした。この基金を使わせていただくというのは、非常に学校現場にとってはありがたい。ただ、議員おただしのとおり3校ということになります。ただ、吹奏楽部の活動は今橋本市一円のいろいろなところへ出ていって、自分とこの校区だけではなくて、いろいろなところで演奏していただいています。それに報いるということではいえない、公平性、私は担保できているのではないかなと思っています。

もう一つ、実は教育委員会としては、楽器とテントというお話もさせていただきました。ただ、本人さんの意向もございまして、やはり全国大会に出ていく子どもたち、また大人たちに、自分の基金として贈りたいというご意思がかなり強くありましたので、そういう形でお受けさせていただいたということでご理解いただきたいと思っています。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

16番 樽井さん。

○16番（樽井豪男君）今回の改正後ということで、前回の改正前のこの部分がこのスポーツ活動への支援の中に取り込まれた考えなんか、また、改正前は事業という言葉を使っていますけども、今度は支援という形になっておるんですけども、このまず違いと、それと、極端に言うたら、どうしても必要な用地買収がちょっとでも要るならば、こういった支援では無理なのか。事業であれば使えるのか。だから、今度支援になった場合には、こういったことは使いませんというのが、用地買収等いろんなもんもあると思うんですけども、その事業と支援のちょっと違いだけお教えいただいて、改正前のこの野球場整備等の中にも、支援、スポーツ活動への支援という必要な費用の中にも含まれておるのか、そこらあたりをお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）今回、寄附者の堀畑さまのほうから、やはり一日でも早く青少年のために使っていただきたい、有意義に使っていただきたいという強いご希望がございました。今回、こういうふうに変えさせていただいておるわけなんですけども、事業という表現から今度は支援ということで、広く児童生徒の文化・スポーツという形になってまいります。その中で、野球場建設というふうな計画というのが、明確なものは現時点ではございませんので、その中で今回、有意義に一日でも早くということで、支援という表現を今回条例改正の中で使わせていただいております。今のところ、例えば、野球場建設の事業という位置づけの中で、それを支援というふうな表現に変えさせていただいたというようなことは考えてはございません。

○議長（土井裕美子君）16番 樽井さん。

○16番（樽井豪男君）そこらあたり、きっちり事業と支援の違いをやはり明確にしてもら

わな、こういったことが事業的なことはだめですよとか、やっぱりはっきりしていただかなね、単なる支援にしか使えませんというのであれば、それはよくわかりました。ほんなら、それはぶれないようによろしく願います。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第17 議案第12号橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたし

ます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第18 議案第13号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第19 議案第14号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）おはようございます。今回の条例、定年の年齢を引き上げることなんですけれども、私もいろいろな話を聞く中で、山間部ではやっぱりなり手不足で

あったり、場合によっては親子でも入っている地域もあると聞いています。そこで、今回定年を引き上げることで対象の人数がどの程度になるのかとか、どういった効果が、もちろんなり手不足の中で消防団員を残していくということができるとはすけれども、消防としてはどういった効果も狙われていますでしょうか。

○議長（土井裕美子君）消防長。

○消防長（木次則雄君）お答えさせていただきます。まず、最初に令和元年度に退職する消防団員は4人該当しております。そのうち、山間部等の団員がいるのは2名です。また、例年、定年退職及び自己都合等で20人前後団員が退職しているのが現状です。

効果といたしまして、定年で退職されて、20人前後退職するんですが、若手の団員が入りやすいようにと。それと、地域の実情によって、山間部やたらなかなか団員がなり手不足がありますので、現状で75歳までの定年延長という形で、特に消防団長が認めるというふうに条例改正いたしました。

以上です。

○議長（土井裕美子君）よろしいですか。ほかにありませんか。

6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）今答弁いただいたんですけども、この条例のところ、特に認める団員ということで、団長が特に認めるということなんですけども、基本的には75歳まで延長するという観点からいくと、この特にというのはどういう状態なんかなという気がするんです。こうなってきましたと、全てがだいたい団長から要望があつて75歳まで延長してしまうのであれば、定年をきちっと75までにするとかね。きちっとしたほうがいいのかなという気もするんですけど、特にというのはどういう事情を指しとるんですか。

○議長（土井裕美子君）消防長。

○消防長（木次則雄君）特にということは、実は、実情といたしまして、山間部にどうしても、例えば班員が5人しかいないところがありまして、そこで1名退団することによって現場活動に支障を来しますので、とりあえずそこに団員を確保するという形で、地域の事情をかなえてやっております。

それと、先ほど議員おっしゃった75歳ということも当初はありましたんですが、とりあえずは、県下も見てみますと、和歌山市やたら正副団長が75、団員が70ということで、それと、平成18年の合併のときに、そういう70歳と75歳に分けたところで、それを鑑みてそういうふうにも実際やらせていただきました。

以上となります。

○議長（土井裕美子君）6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）曖昧な規定になつてくるんで、まあ言えば、中心というか、多いところであつても、後継者を難儀してるところもあるわけでしょう、探すのにね、結構。過疎であれば、僕わかるんですけども、そういうところまで団長の意向によって上がってくると、結局はみんなが75ぐらいまでなってしまうのではないかなという気はするんですけど、そういう線引きというのはなかなか難しいのかなと。過疎部で人口も少なく年齢も高いという中でやめていかれる方が出てきたら、消防団としてやっていけない部分は、それはわかるんですよ。わかるんですけども、この地域も結構退職された後の補充というのは苦労しとると思うんです。

そうなってきたら、どこの地域も、ほんなら75までいけるんやないかなということで、団長から上がってきたら、それを認めていくとね、これでいくといかざるを得んでしょう、団長が認めた場合になると。そしたら、結構みんなが75歳でもいけるようになってしま

んちゃうかなと僕は思うんですけどね。そして、基準も75歳までいけるようにしたらええんちゃうかなと思いますけど。その辺がちょっと理解できないんですよ、この条例の中身がですね。体裁はええですよ。基本は70やけど、やっぱり特にいてないところについては75まで認めてやるようにというのはええんやけども、そうやって全体的に見た場合、どうなるんかなと思う。そこも認めていくって、団長が認めたら申請上がってきたら認めていかざるを得んでしょ、多いところであってもやね。結構、見た感じで、ここの地域やったら大丈夫やろうと思うようなところで、まあ言えば、次の人がいてない、補充するの大変やということで、どの地域もそうやと思うんやけども、そんなら75で認めたってよって上がってきたら、認めていかざるを得んでしょ。そうやってきたら、全てが75までになってくる可能性があるんやね。それをちょっと、その辺はきちっとやっというほうがええんちゃうかなと思うんですけどね。

○議長（土井裕美子君）答弁できますか。答弁求められますね。

消防長。

○消防長（木次則雄君）お答えさせていただきます。議員おっしゃるのはよくわかります。ただ、基本的に正副団長が75歳、これ、5名います。それで、団員全てが75にしてあげますと、例えば、地域の実情もありますが、確保できる地域もあります。ただ、75に上げますと、若い団員がその間、今すぐ団員に入りたいよと言うてもなかなかできないような状況で、今回はこういうふうにやらせていただきました。ご理解のほどよろしく願います。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第14号について、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第15号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第20 議案第15号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について と、
日程第22 議案第17号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第21 議案第16号橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について と、日程第22 議案第17号橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号と議案第17号の2件については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第23 議案第18号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第23 議案第18号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第19号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正
する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第24 議案第19号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第20号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第26 議案第21号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第25 議案第20号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第26 議案第21号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）次の議案も含めて、この本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い所要の改定を行うということなんですけれども、この条文を読んでもすごく難しく、わかりにくくて、次の副食費のところに関係するんですが、この副食材料費が公的給付の対象から外されて、年収360万円以下の世帯は副食材料費の免除の対象になるということなんですけれども、それがこの条文の中のどこに書いてあるのかということがよくわからなくて、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今回のこの条例改正、三つほどあるんですけども、これにつきましては議員おただしのおり、幼児教育無償化が具体的に決まりましたので、それに伴う条例改正になります。今おっしゃいました副食費の関係ですけども、今まで主食費800円だけを徴収しまして、副食費につきましては保育料に入っていましたので、具体的にその部分が今まで条例の中にはありませんでした。今回、保育料は無償化になりますけども、その副食費が有料となりますので、具体的には主食費の800円と副食費の4,500円、合計で5,300円が今回保護者の方からの徴収となっています。そのあたりをこの条例の中に

盛り込ませていただきました。

今、議員おっしゃったように、このままでは保育料は無償となりますけども、実質的に負担が増える方もおりますので、国の施策として所得が360万円未満の世帯につきましては、この副食費の分が免除となります。その辺も今回のこの条例の中に盛り込ませていただいております。ちょっとお待ちください。

○議長（土井裕美子君）どの部分にそれが書かれているのかというのを少し言っていただけますでしょうか。しばらくお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時14分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）申しわけありませんでした。条例の第13条の第4項になりますけども。

○議長（土井裕美子君）ページ数をお願いいたします。

○健康福祉部長（吉田健司君）118ページです。（3）で食事の提供と書いてありまして、括弧して、次に挙げるものを除くということで、ここに副食費の提供ということで、次に挙げる所得以外の方については副食費はとらないということで、ここに挙げさせていただいております。

○11番（阪本久代君）わかりました。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第20号と議案第21号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例について と、議案第21号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、議案第20号と議案第21号の2件については原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第22号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第27 議案第22号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）先日、新聞記事で読んだんですけども、海南市ではこの副食費、負担をしないで済むというふうな記事が載ってありました。また、全国的にも副食費を集めない自治体もあるように聞いています。その中で、国基準の金額を保護者に負担していただくわけなんですけれども、このそういうふうに至った経過がまず一点。

もう一つは、先ほど聞きました、聞いて場所はわかったんですけど、年収360万円という線のところで免除になる方と免除にならない方との割合と伺いますか、そこがわかれば教えてください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）副食費の件ですけれども、橋本市の場合もその辺については検討させていただきました。今回、消費税の増で保育料が無料化になるということで、10月以降半年間は国が全額負担してくれるということなんですけれども、4月以降につきましては市が負担ということになってきます。その保育料に関する市の負担額ですけれども、今試算させていただきますと約6,500万円になってきます。これについては、消費税の分で交付税で入ってくるんですけども、市の負担が6,500万円増となることで、今回副食費の免除についてはしないということで決定させていただきました。

あと、すいません、副食費の割合ですけども、今ちょっと調べますので、少しお待ちください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）副食費の免除対象についてですけれども、360万円未満ということで、今回新たに約250人が副食費の免除対象となります。

以上です。

○議長（土井裕美子君）割合というご質問で

す。何%とかがっているのわかりますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今、本市全体の園児数が1,864名おります。これによりまして、割合は13.5%ぐらいとなります。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第22号については、文教厚生委員会に付託をいたします。

○議長（土井裕美子君）この際、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時20分 休憩）